

瀬戸内海国際観光特区

都道府県名：

香川県

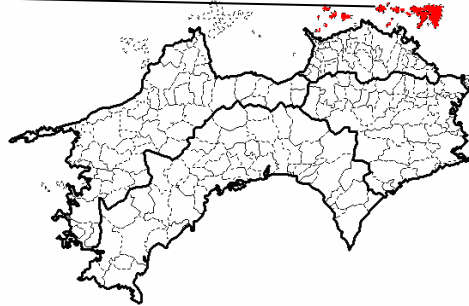
申請主体名：

香川県

区域の範囲：

高松市、丸亀市、坂出市及び観音寺市並びに香川県小豆郡内海町、土庄町及び池田町並びに香川県木田郡庵治町並びに香川県直島町並びに仲多度郡多度津町並びに三豊郡詫間町の区域の一部（男木島、女木島、本島、牛島、広島、手島、小手島、櫃石島、岩黒島、与島、小与島、伊吹島、小豆島、豊島、小豊島、沖之島、大島、直島、屏風島、向島、佐柳島、高見島、粟島、志々島）

高松市ほか



特区の概要：

香川県では、国際定期便、国際チャーター便の利用を促進するとともに、海外での観光香川の魅力を積極的にPRするなど国際観光の振興に努めているところである。特に、韓国からの修学旅行生や団体観光客の観光ルートに瀬戸内の島嶼部が入っている場合に、短期滞在査証（ビザ）の発給手続きを簡素化することにより、外国人観光客の誘致を一層進め、島嶼部の振興を図るとともに、国際観光の一層の推進に努め、交流人口の増加を通じた県経済の活性化を図る。

適用される規制の特例措置：

・短期滞在査証の発給手続きの簡素化



瀬戸内海国際観光エリアの形成

